

## 宮崎県家庭教育支援条例 ポイント解説

### 前文

家庭教育は、全ての教育の出発点であり、子どもが「生きる力」の資質や能力を身に付けていく基礎になるものである。基本的な生活習慣、倫理観、自立心や自制心などは、家族の触れ合いを通じて、家庭で育まれるところが大きく、適切な家庭教育を受けることは、全ての子どもにとって大切である。

宮崎県では、「太陽とみどり」に象徴されるような豊かな自然、それぞれの地域で特色のある伝統や文化を大事にしながら、子どもの育ちを家庭と地域社会等が一体となって支えてきた。

しかしながら、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、経済格差の拡大による子どもの貧困の問題など、社会環境は一層深刻さを増してきている。このような状況の下で、家族形態が多様化し、子育てに不安を抱える親、孤立化する親も増えてきており、過保護や放任など家庭の教育力の低下が指摘されている。

このような中、家庭の教育力の向上を図るためには、これまで行われてきた家庭教育を支援するための取組をさらに進め、各家庭が改めて家庭教育において果たすべき役割の重要性を認識し、自主的に取り組むとともに、家庭を取り巻く地域、学校等、事業者、行政その他県民皆で家庭教育を支えていくことが必要である。

ここに、私たちは、各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができる環境整備に努めるとともに、家庭教育を地域全体で応援し、親としての喜びを感じられるような社会的気運を醸成することで、子どもたちが地域の宝として社会全体から愛情を受け健やかに成長できる宮崎の実現を目指して、この条例を制定する。

### 【趣旨】

これは、子どもたちが地域の宝として社会全体から愛情を受け健やかに成長できる宮崎を実現することを目指して制定する、この条例の趣旨を明らかにしたものである。

(目的)

第1条 この条例は、家庭教育が子どもの健全な成長に重要な役割を果たすことから、本県の家庭教育への支援についての基本理念及びその実現を図るために必要な事項を定め、家庭教育への支援に関する施策を総合的に推進することにより、基本的な生活習慣及び倫理観を確立するとともに、人生を自ら切り拓いていく上で欠くことのできない人生観や職業観、創造力などを培い、子どもたちが地域の宝として社会全体から愛情を受け健やかに成長できる宮崎の実現を目的とする。

【趣旨】

この条は、この条例の目的を定めたものである。

(定義)

第2条 この条例において「家庭教育」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。）が子どもに対して行う教育をいう。

2 この条例において「子ども」とは、おおむね18歳以下の者をいう。

3 この条例において「地域活動団体」とは、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他の団体で地域的な共同活動を行うものをいう。

4 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。

5 この条例において「事業者」とは、事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。

【趣旨】

この条は、この条例で用いる用語の定義を明らかにしたものである。

### 第1項関係

教育基本法第10条の解釈に倣い、保護者がその子どもに対して行う教育を「家庭教育」と定義した。

### 第2項関係

この条例では、誕生してからおよそ高校生段階までの「子ども」を対象とするため、おおむね18歳以下の者を「子ども」と定義した。

### 第3項関係

家庭教育を推進する担い手として、PTA、子ども会や地域婦人会のような社会教育関係団体、自治会等の地域で活動する団体の役割が重要であることから、これらを総括して「地域活動団体」として定義した。

### 第4項関係

家庭教育を推進する担い手として、幼稚園や小中学校、高等学校、特別支援学校のような学校教育法上の「学校」のほか、保育所や認定こども園の役割も重要であることから、これらを総括して「学校等」として定義した。

### 第5項関係

家庭教育を支援するためには、事業者が従業員の仕事と家庭の調和に努めることも重要であることから、第10条に「事業者の役割」を規定している。

## 《解釈に関する事項》

### 第1項関係

「保護者」の定義は、児童福祉法第6条に倣い、規定している。具体的には、父母のほか、親権者、未成年後見人、里親などが挙げられる。

### 第2項関係

「子ども」の定義は、子どもの読書活動の推進に関する法律第2条の「子ども」の定義を参考に規定した。

### 第3項関係

- ・ 「社会教育関係団体」とは、例えば、PTA、子ども会、地域婦人会など

が挙げられる。

- ・ 「地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体」とは、例えば、自治会などが挙げられる。

#### 第4項関係

「学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校をいう。

#### 第5項関係

「事業者」とは、個人事業者及び法人等をいう。法人等には、株式会社等の会社、公共法人、公益法人など、法人はすべて含まれるほか、権利能力なき社団等の団体も含まれる。

#### （基本理念）

第3条 家庭教育の支援は、保護者が子どもの教育について第一義的責任を有するという基本的認識の下に、地域、学校等、事業者、行政その他の社会の全ての構成員が、家庭教育の自主性を尊重しつつ、それぞれの役割を果たすとともに、社会全体が一体となって取り組むことを旨として行われなければならない。

#### 【趣旨】

この条は、第1条にある「家庭教育への支援に関する施策」を推進する上での基本的な考え方を示したものである。

「保護者が子どもの教育について第一義的責任を有する」とは、教育基本法第10条第1項にも、父母その他の保護者が子の教育について第一義的責任を有すると規定されており、その趣旨を改めて規定したものである。

また、「家庭教育の自主性を尊重しつつ」とは、教育基本法第10条第2項にも、家庭教育支援施策は、家庭教育の自主性を尊重しつつ講ずることと規定されており、その趣旨を改めて規定したものである。

( 県の責務 )

第 4 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、家庭教育の支援を目的とした体制を整備するとともに、家庭教育を支援するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定により施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町村、保護者、地域住民、地域活動団体、学校等、事業者その他の関係者と連携して取り組むものとする。

3 県は、第 1 項の規定により施策を策定し、及び実施しようとするときは、保護者及び子どもの障がいの有無、保護者の経済状況その他の家庭の状況の多様性に配慮するものとする。

【趣旨】

この条は、家庭教育支援における県の責務を定めたものである。

《解釈に関する事項》

第 1 項関係

「総合的に策定」するとは、教育の側面ばかりではなく、福祉面など様々な側面から多角的に策定することをいう。

第 3 項関係

「障がい」とは、例えば、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）や、高次脳機能障がい、難病、慢性疾患による心身の機能の障がいなどが挙げられる。

《運用に関する事項》

第 1 項関係

- ・ 「家庭教育の支援を目的とした体制を整備する」に関して、条例の実効性を高める体制づくりについて具体的に検討される必要がある。
- ・ 「施策を総合的に策定」する前提として、家庭の教育力の変化についての時系列による整理・分析が必要となる。
- ・ 「施策を総合的に...実施する」際には、この条例の条文・条項に沿った体系的な整理に基づく施策の実施となるよう、留意する必要がある。

### 第3項関係

障がいのある子どもを抱える家庭や経済的な不安を抱える家庭など特別な配慮が必要な家庭に対しては、それぞれの状況に応じた施策が必要になってくることから、県が家庭教育支援の取組を進めるに当たっては、家庭の状況の多様性に配慮することとしている。

#### (市町村との連携)

第5条 県は、市町村が家庭教育を支援するための施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

#### 【趣旨】

この条は、家庭教育を支援するための施策を推進していく上での県と市町村との連携について定めたものである。

家庭教育に対する理解を広げ、家庭教育支援の取組を進める際、住民に最も身近な自治体である市町村の役割は重要であることを踏まえ、規定した。

#### (国との連携等)

第6条 県は、国と連携協力して家庭教育の支援に関する施策の推進を図るとともに、家庭教育の支援に関して必要があると認めるときは、国に対し必要な施策を講ずるよう求めるものとする。

#### 【趣旨】

この条は、家庭教育を支援するための施策を推進していく上での県と国との連携等について定めたものである。

社会動向を踏まえた家庭教育支援の全国的な展開など、国に対し、必要な施策の実施を求めることも想定されることから、規定した。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもに愛情をもって接し、基本的な生活習慣及び倫理観の確立、自立心の育成並びに心身の調和のとれた発達を図るとともに、自らが親として成長していくよう努めるものとする。

【趣旨】

この条は、家庭教育における保護者の役割について定めたものである。

なお、家庭教育の内容については、本来、保護者の自主的な判断に基づいて行われるべきものであるため、ここでは、家庭教育の基本的な機能として、基本的な生活習慣や倫理観の確立、自立心の育成、心身の調和のとれた発達を掲げている。

(地域住民等の役割)

第8条 地域住民は、基本理念にのっとり、保護者と連携して、家庭教育を行うために良好な地域環境の整備に努めるとともに、地域の歴史、伝統、文化、行事等を通じ、子どもの健全な育成に努めるものとする。

2 地域活動団体は、基本理念にのっとり、保護者及び学校等と連携し、家庭教育を支援するための取組を積極的に行うよう努めるものとする。

3 地域住民及び地域活動団体は、県及び市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

この条は、家庭教育を支援するための施策を推進していく上での地域住民等の役割について定めたものである。

第1項関係

家庭教育における地域の役割が重要であることを踏まえ、地域住民が協力して、家庭教育を行うのに良好な環境整備に努めるとともに、地域における歴史、伝統、文化への理解や行事等を通じて子どもの健全育成に努める旨、規定した。

## 第2項関係

第3条に規定する基本理念に基づいて、地域活動団体として家庭教育支援に積極的に取り組むよう努める旨、規定した。

## 第3項関係

家庭教育に対する理解を広げ、家庭教育支援の取組を進める際、地域活動団体の役割が重要であることを踏まえ、この条例の趣旨を理解し、県や市町村が行う施策へ協力することに努める旨、規定した。

### (学校等の役割)

第9条 学校等は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民及び地域活動団体と連携して、子どもの健全な成長のために必要な基本的生活習慣を身に付けさせるとともに、子どもの自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 学校等は、県及び市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

### 【趣旨】

この条は、家庭教育を支援するための施策を推進していく上での学校等の役割について定めたものである。

## 第1項関係

基本的生活習慣や倫理観の確立、自立心の育成、心身の調和のとれた発達は、家庭教育の基本的な機能である。一方、これらは、家庭教育だけで身に付けられるものではなく、学校教育における指導も必要である。一例として小学校学習指導要領においては、総則として「児童の人間として調和のとれた育成を目指す」ことや、道徳では「児童が基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付ける」ことを目的とすることが定められている。そこで、この条例では、学校等の役割として、基本的生活習慣の確立、自立心の育成、心身の調和のとれた発達を図るよう努める旨、規定した。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、基本理念にのっとり、家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み、その雇用する従業員の仕事及び家庭生活との両立が図られるよう、必要な就業環境及び雇用環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

この条は、家庭教育を支援するための施策を推進していく上での事業者の役割について定めたものである。

第1項関係

家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み、事業者は、従業員が仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を図りやすい環境整備に努める旨、規定した。

(親になるための学びの支援)

第11条 県は、親になるための学び（子どもが、家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になることについて学ぶことをいう。以下この条において同じ。）を支援するため、親になるための学びの方法の開発及びその普及を図るものとする。

2 県は、地域住民、地域活動団体、学校等その他の関係者が、親になるための学びに関する学習の機会を提供することを支援するものとする。

【趣旨】

この条は、親になるための学びの支援について定めたものである。

第1項関係

将来親となる世代（子ども）が、家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になることについて必要なことを学ぶことができるよう、県は、親になるための学習の方法を開発するとともに、その普及を図る旨、規定した。

## 第2項関係

地域住民、地域活動団体、学校等その他の関係者が、子どもの発達段階に応じて、親になるための学習の機会を提供することについて、県が支援する旨、規定した。

### 《運用に関する事項》

## 第1項関係

「親になるための学びの方法の開発及びその普及」とは、現在、学習指導要領に基づき行われている指導内容について、その実効性をさらに高めるための取組等を主に想定している。

### (親としての学びの支援)

第12条 県は、親としての学び（保護者が、子どもの発達段階に応じて大切にしたい家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことについて学ぶことをいう。以下この条において同じ。）を支援するため、親としての学びの方法の開発及びその普及を図るものとする。

2 県は、地域住民、地域活動団体、学校等その他の関係者が、親としての学びに関する学習の機会を提供することを支援するものとする。

### 【趣旨】

この条は、親としての学びを支援する学習機会の提供等について定めたものである。

## 第1項関係

保護者が、子どもの発達段階に応じて大切にしたい家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことに関する学びを支援するため、県は、親としての学びや成長を支援する学習の方法を開発するとともに、その普及を図る旨、規定した。

## 第2項関係

県は、地域住民、地域活動団体、学校等その他の関係者が、親としての学びのための講座を開催するなど、親としての学びに関する学習の機会を提供することを支援する旨、規定した。

(多様な家庭環境に配慮した支援及び関係者間の連携強化)

第13条 県は、多様な家庭環境に配慮した家庭教育支援の取組を推進するため、県民皆で支えあう環境づくりを促進するものとする。

2 県は、保護者、地域住民、地域活動団体、学校等、事業者その他の関係者が相互に連携して取り組む家庭教育を支援するための活動を促進するものとする。

#### 【趣旨】

##### 第1項関係

多様な家庭環境に配慮した家庭教育支援の取組が行われるためには、県民皆で支えあう環境づくりが欠かせないとの考えから、県による、環境づくりの促進について定めたものである。

##### 第2項関係

家庭教育を家庭だけに委ねるのではなく、地域住民や地域活動団体、学校等、事業者その他の関係者と家庭との連携が必要であることを踏まえ、この促進について定めたものである。

#### 《解釈及び運用に関する事項》

##### 第1項関係

障がいのある子どもを抱える家庭や経済的な不安を抱える家庭など特別な配慮を必要とする家庭に対しては、家庭教育に限らず家庭に関する様々な事柄についてサポートする必要がある。

なお、具体例として、下記のような取組が想定される。

##### (例1)

子育て中の親に対し、家庭教育を始めとして家庭に関する様々な悩みや不安の相談に応じる支援員等による相談活動への支援。

##### (例2)

子どもの貧困問題の解消を目的とした学習支援に取り組みながら、併せて生活指導等の家庭教育の不足を補う活動への支援。

(人材の養成等)

第14条 県は、家庭教育に関する支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上並びに家庭教育に関する支援を行う人材相互間の連携を推進するものとする。

**【趣旨】**

この条は、県が、家庭教育を支援する人的基盤を整備するため、家庭教育を支援する人材の確保、養成及び資質の向上を図るとともに、家庭教育の支援に関わる人材相互間の連携を推進することを定めたものである。

(相談体制の整備、充実等)

第15条 県は、家庭教育に関する相談に応ずるため、相談体制の整備及び充実、相談窓口の周知その他の必要な施策を講ずるものとする。

**【趣旨】**

この条は、県が、家庭教育や子育てに関する相談体制の整備・充実を図ることを定めたものである。

( 広報及び啓発 )

第16条 県は、科学的知見に基づく家庭教育に関する情報の収集、整理及び分析を行い、それらの情報を県民に提供するものとする。

2 県は、家庭教育の支援に関する社会的気運を醸成するため、家庭教育における保護者の果たす役割及び社会の全ての構成員が家庭教育を支援することの重要性について、県民の理解を深め、及び意識を高める啓発を行うものとする。

**【趣旨】**

この条は、家庭教育に対する県民の理解を深めるため、意識啓発の取組等、必要な措置を県が行うことを定めたものである。

( 財政上の措置 )

第17条 県は、家庭教育を支援するための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

**【趣旨】**

この条は、県において家庭教育を支援するための施策を進めていく上で必要となる財政上の措置について定めたものである。

(年次報告)

第18条 知事は、家庭教育を支援するための施策を取りまとめるとともに、その実績について、毎年度、議会に報告し、公表するものとする。

【趣旨】

この条は、知事は、家庭教育支援に関する施策の状況及びその実績について、毎年度、議会に報告し、公表する旨を定めたものである。

《運用に関する事項》

- ・ 実務上、施策の取りまとめ等の事務は、これまで家庭教育に関する事務を所掌してきた教育委員会が中心となり、福祉保健部を始めとする他部局とも密接に連携しながら進められることが必要である。
- ・ 議会への報告は、文教警察企業常任委員会において行うものとする。
- ・ 報告すべき事項は、前年度に実施した施策の実績及び当年度に実施する施策の状況である。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

【趣旨】

この条例の施行期日を定めたものである。

\*\*\* 県民の皆様へのメッセージ \*\*\*\*

県の将来を担う子どもたちが健やかに成長できる環境が整うことを切に願うとともに、県当局に対しましては、以下の4つのポイントを中心に、この条例の適切な運用についてお願いしていきます。

《条例の運用のポイント》

1. 部局の垣根を越えた体制づくり
2. 家庭の教育力の変化についての時系列による整理・分析
3. 様々な社会環境の変化を踏まえた施策の策定
4. 条文・条項に沿った体系的な施策の実施

\*\*\*\*\*